

1 幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期

(1) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●●●



【今後の方向性】

- 現状の教育・保育施設で、ニーズに応えることができると思います。
- ニーズ調査から、認定こども園のニーズもあることから、今後のニーズ量を見極めながら、認定こども園の設置について検討していきます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等の需給バランスを考えながら整備を検討していきます。

【1号認定及び2号認定】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	1号認定	609人	584人	570人	580人	560人
	2号認定	693人	664人	649人	760人	760人
	計	1,302人	1,248人	1,219人	1,340人	1,320人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設	1号認定	590人	590人	590人	520人	520人
	2号認定	859人	859人	859人	870人	870人
	計	1,449人	1,449人	1,449人	1,390人	1,390人
確認を受けない幼稚園		560人	560人	560人	630人	630人
認可外保育施設		30人	30人	30人	30人	30人
提供量合計		2,039人	2,039人	2,039人	2,050人	2,050人
過不足分（提供量－ニーズ量）		737人	791人	820人	710人	730人

【3号認定（0歳）】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み		67 人	66 人	65 人	130 人	140 人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設		141 人	141 人	141 人	151 人	151 人
地域型保育	小規模保育	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	家庭的保育	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	居宅訪問型保育	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確認を受けない事業所内保育		11 人				
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
提供量合計		159 人	159 人	159 人	169 人	169 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		92 人	93 人	94 人	39 人	29 人

【3号認定（1・2歳）】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み		402 人	401 人	394 人	400 人	400 人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設		417 人	417 人	417 人	430 人	430 人
地域型保育	小規模保育	12 人				
	家庭的保育	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	居宅訪問型保育	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確認を受けない事業所内保育		39 人				
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
提供量合計		472 人	472 人	472 人	485 人	485 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		70 人	71 人	78 人	85 人	85 人

2 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

- 時間外保育事業については、継続して実施していきます。
- 仕事と生活の調和を実現させるため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績に合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	116 人	113 人	111 人	310 人	310 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	7 か所				
提 供 量	355 人	355 人	355 人	370 人	370 人
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	239 人	242 人	244 人	60 人	60 人

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

- 陽だまり政策の中で市の子育て支援拠点施設を整備し、事業内容や拠点施設についても見直すこととしており、つどいの広場などの居場所づくり、家庭児童相談やファミリーサポートセンター事業などの相談や援助事業も含め、その拠点施設で開設できるよう検討していきます。
- 関係機関団体との交流を図り、子どもや子育ての事業についてもさらに見直しを図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	17,913 人日	17,702 人日	17,371 人日	17,050 人日	16,670 人日
実施箇所数 (確保方策)	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所
提 供 量	8,661 人日	8,661 人日	8,661 人日	17,050 人日	16,670 人日
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	△9,252 人日	△9,041 人日	△8,710 人日	0 人日	0 人日

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業 ●●

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【今後の方向性】

- ニーズに对应していくため、公立保育所における一時保育事業を検討していきます。
- 子育て拠点施設の拡充に合わせ、一時預かり保育事業を実施していきます。
- また、ファミリーサポートセンター事業などとの事業を組み合わせることにより、提供量の確保に努めていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	1,233 人日	1,203 人日	1,178 人日	1,160 人日	1,140 人日
実施箇所数（確保方策）	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提供量	30 人日	330 人日	330 人日	1,480 人日	1,480 人日
過不足（提供量－ニーズ量）	△1,203 人日	△873 人日	△848 人日	320 人日	340 人日

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

- 本市では平成26年5月に定員3名の病児保育所を開設しました。今後も、利用者が利用しやすいシステムも検討し、継続して実施していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	71人日	69人日	67人日	200人日	200人日
実施箇所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	780人日	780人日	780人日	1,280人日	1,280人日
過不足 (提供量-ニーズ量)	709人日	711人日	713人日	1,080人日	1,080人日

(8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

子育ての援助を求める会員とそのサービスを提供できる会員で組織し、援助を求める会員が子育てで援助の必要なときに、一時的、臨時的に、有償で、子育ての援助に応える事業です。

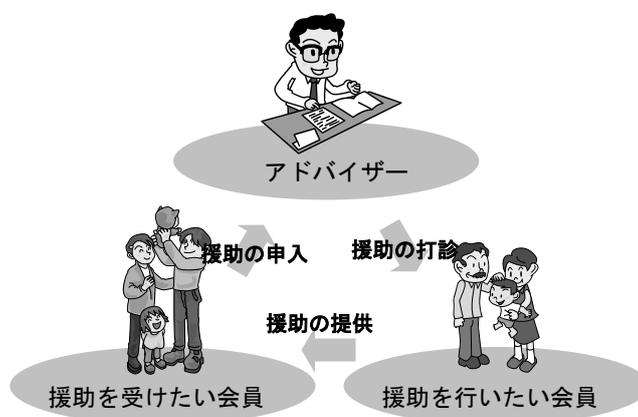
援助を求める会員は、おおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【今後の方向性】

- 本市では、現在ファミリーサポートセンター事業を実施していないため、平成27年度にサービスを提供できる市民を募集して講習会を開催し、平成27年度後半もしくは平成28年度から事業を開始していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	672 人日	653 人日	637 人日	627 人日	608 人日
提 供 量	1,500 人日				
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	828 人日	847 人日	863 人日	873 人日	892 人日

ファミリーサポートセンター事業とは、子育てをお手伝いしたい人（協力会員）と、お子さんをお持ちの子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）、そして子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な人（両方会員）とで組織し、地域の会員同士で子育てを支援しあう活動です。（一定の利用料金が、かかります）



(9) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいた情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用を助言する。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

【今後の方向性】

- 本市においては、就学前の教育・保育施設への入所の際、子育て支援を希望する方に、適時、適切な助言を行っています。
- このような中で本事業は、新たな専門的知識をもつ人材を配置することになっています。本市としては、事業内容や先進事例の研究、事業効果等をさらに検討して対応していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【今後の方向性】

- 妊娠届けから受診券の交付、リスクの早期発見と適切な指導ができる体制づくりの充実を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	5,748人	5,640人	5,544人	5,000人	5,000人
提 供 量	6,706人	6,580人	6,468人	6,000人	5,700人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	母子健康手帳の交付から、妊娠・出産・産後の切れ目ない保健指導を今後も引き続いて行います。				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【今後の方向性】

- 現状を継続して実施していくとともに、子育て支援や母子保健との連携を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 値	432人	424人	417人	410人	410人
提 供 量	432人	424人	417人	410人	410人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	現在、有資格者の職員がその専門的知識を有効に活用して、子育て情報の提供を行ってます。子育ての援助を今後引き続いて実施していきます。				

(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【今後の方向性】

- 相談・指導・助言する人材を育成して充実を図り、事業の充実に努めていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	30 人	50 人	100 人	15 人	15 人
提 供 量	50 人	100 人	120 人	15 人	15 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	専門職又は児童デイサービス事業所等に委託し、ニーズに応じていきます。				

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(要保護児童等に対する支援に資する事業)

児童虐待は年々増加傾向をたどり、大きな社会問題となっています。

児童虐待の対応として、児童相談所による専門的な対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談へのニーズも増大しています。

こうした相談においては、市町村の身近できめ細やかなネットワークによる対応が求められることから、市町村では「要保護児童対策地域協議会」を設置して、支援のためのネットワークを構築しており、その果たす役割は大きくなってきています。

桜井市では、平成 22 年に児童虐待による死亡事件がありました。

この事件を受け、様々な角度から専門的な方々による検証が行われ、市民啓発やネットワーク関係機関との連携強化、構成員の専門性の向上、母子保健と児童福祉との連携の強化など課題が出されました。

本市としては、平成 23 年度に市民啓発やネットワークのさらなる構築、子どもの見守りの強化などに取り組み、平成 24 年度には相談体制の拡充、環境整備などを、平成 25 年度からは相談員の資質向上と関係機関との連携強化につとめ、妊娠から出産、子育て支援へと有機的につながる仕組みづくりを構築してきました。

【児童虐待対応件数】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童虐待対応件数	80 件	95 件	111 件	165 件	301 件

【今後の方向性】

- 子育て支援と母子保健に一体的に取り組めるよう、市内中心部に「拠点となる施設」を確保し、妊娠届から出産、子育て支援へと切れ目なくワンストップで総合的に相談を受け、適切なサービスや親子の支援、居場所づくりなどができる環境整備をおこなうこととしています。
- 児童虐待に対しては、早期発見・早期対応が求められています。そのためには関係機関や関連事業との連携をさらに密にした取り組みやネットワーク関係機関構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、県や児童相談所、児童家庭支援センターなどとも連携しながら進めることとしています。
- また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの実施が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実をめざして取り組むこととしています。

3 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項

(1) 教育保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、保育所・幼稚園や認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育・教育内容、保育・教育環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教員・保育士の資質の向上

幼稚園教員と保育士の合同研修など、幼稚園・保育所・認定こども園の連携を進め、情報の共有、相互理解を深め、幼稚園教員・保育士の資質の向上を図るとともに、就学前教育から小学校への円滑な移行ができるように幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を強化し、子どもの生活・育ちの連続性を大切にしていきます。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知するとともに幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に努めます。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を推進します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(1) 就業環境改善への働きかけ

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

また、特定事業主行動計画の推進など、事業者に対して働きかけを行っていきます。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童への権利侵害対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実とともに、子育て支援や子育て支援につながる各種講座・教室の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待親への指導、家族関係修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

しょうがいのある子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりのしょうがいの状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築・相談体制の充実を図っていくとともに、しょうがい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との円滑な連携により総合的な取り組みを推進します。

